

## 平成29年度インターンシップ学生実習生受入実施方針

県は、県内市町村の参加協力のもと、高等教育コンソーシアム宮崎と連携し、行政インターンシップを次のとおり実施することとする。

### 第1 目的

県は、県内市町村の参加協力のもと、大学等（大学、短期大学及び高等専門学校をいう。以下同じ。）に在学する学生に対し、実際に就業体験する機会を提供することにより、学生の学習意欲の向上を図り、さらには県行政及び市町村行政に対する理解を深めることを目的として、インターンシップ学生実習生（以下「学生実習生」という。）を受け入れるものとする。

### 第2 対象

インターンシップの受入対象者は、原則として高等教育コンソーシアム宮崎を構成する大学等に在籍する学生とする。ただし、県外の大学等に進学した本県出身学生について当該大学等を通じて申込みがあった場合において、高等教育コンソーシアム宮崎の実習申込数と県における学生実習生の受入可能人数を勘案し、県外の大学等の学生受入れが可能であるときはこの限りでない。

また、参加する学生は、原則、事前・事後に実施するオリエンテーションに参加すること。

### 第3 実施時期

県及び参加市町村における学生実習生の受入れは、学生の夏季休業期間（8月～9月）に実施するものとする。

### 第4 受入期間

学生実習生の実習の受入期間は、概ね2週間以内とする。

### 第5 実習させる業務内容

業務内容は、実習部署の所属長が別に定めるものとする。

### 第6 学生実習生の服務、守秘義務等

学生実習生の服務、守秘義務等については、大学等との間で県及び参加市町村が締結する協定書に明記するとともに、学生実習生から誓約書を提出させるものとする。

### 第7 報酬及び事故等への対応

学生実習生に対しては、自宅から実習場所までの交通費、報酬その他一切の手当は支給しない。また、学生実習生は、実習期間中の万一の事故に備え傷害保険及び損害賠償保険に加入するものとする。

なお、実習中の公用車での移動時の事故は、各高等教育機関が加入する保険で対応することとする。